

指定袋によるごみ収集

4月1日スタート



指定袋は25日から販売

指定ごみ袋によるごみの分別収集が、四月一日からスタートします。また収集日については、これまでの「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「処理困難ごみ」に加え、新たに月一回「資源ごみ」の日を設けます。市では平成五年度

を「ごみ対策元年」と位置付け、「きれいな街・大館」づくりに全力で取り組んでいきます。分別収集の徹底は、ごみの量を減らしきれいな環境を守っていくための第一歩です。四月一日のスタートを前に、分別のポイントなどを紹介します。

市では、去年六月から三町内をモデル地区に指定し、指定袋による一般家庭ごみの分別収集を試行してきました。その結果、出されるごみの量が減った、ごみの一時預かり所がすっきりした、ごみ袋が整理されて置いてあるので収集能率がアップした、などのメリットが生まれました。これらの結果を踏まえ、指定袋によるごみの分別収集を、四月一日から市内全域で実施することになりました。

指定袋は、燃やせるごみ用と燃やせないごみ用があります。燃やせるごみ用は大サイズが百三十円、小サイズが百十円で、燃やせないごみ用は百二十円です。いずれもワンパック（十枚入り）の値段です。今月二十五日から、市内の小売店など三百六十二カ所販売します。分別収集が始まると、指定袋以外の袋に入れたごみ（燃やせ

るごみ・燃やせないごみ）、指定日の違うごみ、分別されていないごみは収集しません。残したごみには、収集できなかった理由を書いたステッカーを張っておきます。これは、「指定日が違う」、「分別がなされていない」など、なぜ収集されなかったのかを、ごみを出した人に認識してもらうためのものです。

一時預かり所にごみが残ると付近の人たちに変な迷惑が掛かりますので、分別の徹底にご協力ください。また、指定袋には、町内名、氏名のご記入をお願いします。資源ごみについては、団体回収されていれば、そちらにご協力ください。

なお、六月までを猶予期間とし、今お持ちの黒いごみ袋などでも集めますが、できるだけ早く指定袋に切り替えてください。

全戸に配ります

分別用の小冊子

今回の広報と一緒に四月からのごみ収集町内別区分表と指定ごみ袋販売店名簿を配布していますので、ご活用ください。また、広報四月一日号と一緒にごみの分け方を詳しく書いた小冊子「家庭ごみの正しい出し方」を配布しますので、それに基づいて分別してくだるようお願いいたします。